

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要領

平成 2年2月16日制定

改正 平成 5年4月20日 平成 6年4月22日 平成11年4月 1日
平成12年3月31日 平成15年3月28日 平成21年3月31日
平成25年3月26日 平成31年2月16日 令和3年4月1日
令和6年12月24日

(目的)

第1条 この要領は、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（令和6年11月29日制定。以下「要綱」という。）第16条の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(排出事業者の協議等に係る様式)

第3条 要綱の規定により排出事業者が提出することになる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1項の協議書の様式 別記第1号様式
- (2) 要綱第3条第2項の誓約書の様式 別記第2号様式
- (3) 要綱第6条第1項の変更協議書の様式 別記第3号様式
- (4) 要綱第6条第3項の届出書の様式 別記第4号様式
- (5) 要綱第8条の実績報告書の様式 別記第5号様式

(最終処分業者の処分計画書等に係る様式)

第4条 要綱の規定により最終処分業者が提出することとなる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第11条第1項の処分計画書の様式 別記第6号様式
- (2) 要綱第13条の実績報告書の様式 別記第7号様式

(変更協議書に添付する書類)

第5条 要綱第6条第1項に規定する変更協議書に添付する書面にあつては、変更に係る書面に限るものとする。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式

年 月 日

県外産業廃棄物の県内最終処分協議書

千葉県知事 様

住 所
 排出事業者 電話番号
 氏 名
 [法人にあつては主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	名 称			
	所 在 地			
	種 別	1 中間処理 2 建設工事 3 製造工場 4 その他 ()		
発 注 者 (排出事業場が 建設工事現場で ある場合に限る)	氏名又は名称			
	住 所			
	代 表 者			
産業廃棄物管理責任者の氏名				
県内最終処分を する産業廃棄物	種 類			
	数 量 (t)			
県内最終処分を行う期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
県内最終処分の 受 託 者	氏名又は名称			
	住 所			
	許 可 番 号			
県内最終処分を する最終処分場	名 称			
	所 在 地			
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
県内最終処分を行おうとする理由				

- 1 県内最終処分を行おうとする最終処分場が複数の場合は、最終処分場ごとに協議書を提出すること。
- 2 県内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を県内最終処分の受託者欄に記載すること。
- 3 県内最終処分をする産業廃棄物の数量は、重量換算 (t) したものを記載すること。

年 月 日

誓 約 書

千葉県知事 様

住 所
排出事業者 電話番号
氏 名
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

- 当事業場から排出する産業廃棄物の千葉県内への運搬又は千葉県内での処分を行うに当り、次のとおり誓約します。
- 1 産業廃棄物の処理に当つては、県内最終処分に至るまで排出事業者としての責任を自覚し、収集・運搬業者及び最終処分業者を十分指導監督するとともに、問題が生じた場合は、貴職の指導に従います。
 - 2 産業廃棄物の処理に当つては、産業廃棄物管理責任者を置き、産業廃棄物管理票又は産業廃棄物処理票により適正に管理します。
 - 3 当事業所に対する現地調査には、進んで協力します。
 - 4 千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するために最終処分業者から協力要請があつた場合にはこれに従います。
 - 5 万一処分を委託した産業廃棄物が不適正処理された場合は、自らの責任でその不適正処理された産業廃棄物の撤去及び原状回復を行います。
 - 6 有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の実施を求められた場合は、速やかに実施し、その分析証明書の写しを提出します。
 - 7 産業廃棄物の処理を委託する場合で、委託期間内に委託先の処理業の許可期限が到来する場合は、処理業の許可の更新の有無を確認します。
なお、処理業の許可の更新がなされていないときは、ただちに県内最終処分を中止します。
 - 8 千葉県外の産業廃棄物積替・保管施設を経由した産業廃棄物の県内最終処分は行いません。
 - 9 千葉県外の選別のみによる中間処理施設から排出された産業廃棄物の県内最終処分は行いません。
 - 10 その他県内最終処分を行うに当つて法令及び千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を遵守し、産業廃棄物の適正処理に努めます。

別記第3号様式

年 月 日

県外産業廃棄物の県内最終処分変更協議書

千葉県知事 様

住 所
 排出事業者 電話番号
 氏 名

〔 法人にあつては主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第1項の規定により、通知書の交付を受けた県内最終処分について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて協議します。

変更前の通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
変 更 予 定 年 月 日	

変更事項

県内最終処分をする産業廃棄物	新	種 類			
		数量 (t)			
	旧	種 類			
		数量 (t)			
県内最終処分を行う期間	新	年 月 日～ 年 月 日			
	旧	年 月 日～ 年 月 日			
県内最終処分の受託者	新	氏名又は名称			
		住 所			
		許 可 番 号			
	旧	氏名又は名称			
		住 所			
		許 可 番 号			
県内最終処分をする最終処分場	新	名 称			
		所 在 地			
		処分の方法	1 安定型	2 管理型	3 遮断型
	旧	名 称			
		所 在 地			
		処分の方法	1 安定型	2 管理型	3 遮断型
変 更 す る 理 由					

- 1 県内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を委託先の最終処分業者欄に記載すること。
- 2 県内最終処分をする産業廃棄物の数量は、重量換算 (t) したものを記載すること。

別記第4号様式

年 月 日

県外産業廃棄物の県内最終処分変更届出書

千葉県知事 様

住 所
 排出事業者 電話番号
 氏 名

〔 法人にあつては主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第3項の規定により、通知書の交付を受けた県内最終処分について、次のとおり変更を届け出ます。

変更前の通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	

変更事項

排 出 事 業 者	新	氏名又は名称	
		住 所	
		代 表 者	
	旧	氏名又は名称	
		住 所	
		代 表 者	
排 出 事 業 場 の 名 称		新	
		旧	
発 注 者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限り)	新	氏名又は名称	
		住 所	
		代 表 者	
	旧	氏名又は名称	
		住 所	
		代 表 者	
産 業 廃 棄 物 管 理 責 任 者 の 氏 名		新	
		旧	

県外産業廃棄物の県内最終処分実績報告書

千葉県知事 様

住 所
 排出事業者 電話番号
 氏 名
 [法人にあつては主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第8条の規定により、通知書の交付を受けた県内最終処分に係る処分実績を次のとおり報告します。

年	度	年度
通知書の日付及び番号		年 月 日 第 号
排出事業場	名 称	
	所 在 地	
産業廃棄物管理責任者の氏名		
県内最終処分をする最終処分場	名 称	
	所 在 地	
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型

産業廃棄物の処分実績量

単位：t

産業廃棄物の種類	処 分 実 績 量	産業廃棄物の種類	処 分 実 績 量
		合 計	

- 1 運搬先の最終処分場が複数の場合は、最終処分場ごとに実績報告書を提出すること。
- 2 処分実績の数量は、重量換算（t）したものを記載すること。

産業廃棄物処分計画書

千葉県知事 様

住所
電話番号
最終処分業者 氏名
許可番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第11条の規定により、次のとおり処分計画書を提出します。

年	度	年度
最終処分場	名称	
	所在地	
	処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型
	残余の埋立容量	

産業廃棄物の処分予定量

単位：t

産業廃棄物の種類	処 分 予 定 量		
	計	県 内	県 外
合 計 (割 合)	(100%)	(%)	(%)

- 1 種類別の処分予定量は、別紙に記載すること。
- 2 処分予定量の数量は、重量換算（t）したものを記載すること。

産業廃棄物処分実績報告書

千葉県知事 様

住所
電話番号
最終処分業者 氏名
許可番号
〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

年 度	年度
-----	----

最終処分場	名 称	
	所 在 地	
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型
	残余の埋立容量	

産業廃棄物の処分実績量

単位：t

産業廃棄物の種類	処 分 実 績 量			処 分 計 画 量		
	計	県 内	県 外	計	県 内	県 外
合 計 (割 合)	(100%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)

- 1 種類別の処分実績量は、別紙に記載すること。
- 2 処分実績量及び処分計画量の数量は、重量換算（t）したものを記載すること。